

【情報無料提供】

「熱中症対策義務化と企業の対策」

(二社) 名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長

作業環境測定士 杉山正義

令和7年4月15日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(令和7年4月15日厚生労働省令第57号)が公布され、熱中症対策を事業者に義務付けることとなり、施行が令和7年6月1日と近づいている事もあり、改正に係るお問合せが多くなっています。

従いまして、今月号及び次号の2回にわたり熱中症対策義務化、作業環境の整備等につきまして解説いたします。

近年の地球温暖化を背景に夏季の気温の上昇、梅雨時期は湿度が高くなる等のため、6月からも真夏と同様な熱中症対策が必要となるために早期の対応が望まれます。

なお、改正の趣旨としては、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、

熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、
◎早期発見のための体制整備
◎重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
◎関係業者への周知を義務付けることであり、対象となるのは、

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業
となります。

これらの対応を怠ると「6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金」が適用されます。

また、令和5年職場における熱中症による休業4日以上、労働災害発生状況は、死者数1106人、うち

死亡者数は31人と顕著な増加傾向となっています。

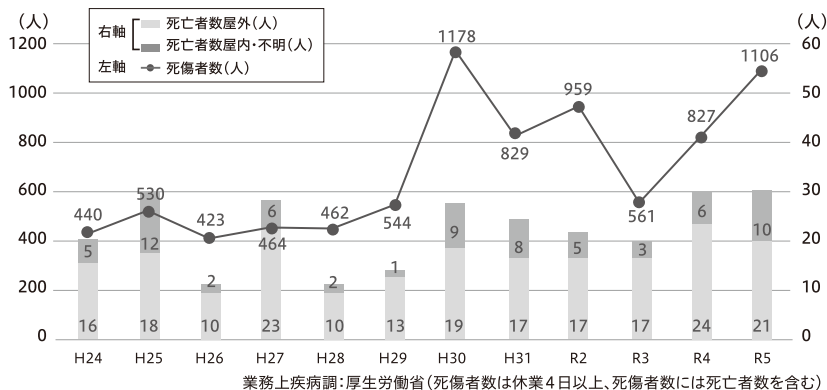
(別掲参照)

以上のことから、社員の方々の健康や命を守るため、熱中症予防対策の第1歩であるWBGT値(暑さ指数)の測定が必須となります。で「熱中症対策義務化対応総合支援事業」を活用いただき、内容をご理解のうえ熱中症予防対策にご尽力ください。

愛知県下各労働基準協会では「熱中症対策義務化対応総合支援事業」として、次の支援を実施しています。

(1)「熱中症対策義務化緊急無料説明会」開催(会場参加・イ

(別掲) 職場における熱中症の災害発生状況(厚生労働省発行「職場における熱中症対策の強化について」より)



ンターネット視聴) 令和7年5月28日(水)午後1時半〜午後4時、イーブルなごや※説明会終了後もインターネット視聴の受付は継続
(2) 情報無料提供
令和7年6月・7月号名北協会機関誌『Meihoku』に関連記事を掲載。同内容をホームページに掲載。

載。

(3) 無料相談(随時)

労働基準協会共通無料相談センター「企業の労働110番」で相談が可能。

(4) DVD無料貸出(随時)

労働基準協会会員企業に限り、熱中症防止対策のDVDを無料貸出しします。

(5) 熱中症予防管理者研修の実施(有料)

熱中症を理解し予防対策を学ぶ、管理者・職長等を対象とした通達教育(約4時間)。実施11名北労働基準協会及び名古屋南労働基準協会

(6) ネット研修(随時・有料) 現場管理者・作業従事者向けインターネット研修の実施。受講人数によらず費用は22,000円(税込)



1. 厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット
2. 愛知県下各労働基準協会「熱中症対策総合支援事業」

※本誌7ページ「行政の焦点」も併せてご覧ください。